

雇用関係の確認書類について

当企業団発注工事では、「配置技術者等と3箇月以上の雇用関係である」ことを条件としており、確認方法については次のとおり取り扱うこととしています。

現場代理人及び主任技術者等と受注者との雇用関係を確認するため、契約に係り、次に掲げるいずれかの書類の写しをご提出ください。また、健康保険証については、令和7年12月2日の有効期限切れに伴い、雇用確認書類として取り扱いいたしませんのでご注意ください。

なお、「本人の氏名」、「生年月日」、「資格取得年月日等の就職年月日のわかる部分」、「事業所の所在地・名称」以外の項目は必要ありません。そのためその他の項目は白または黒塗りしたうえでご提出ください。

1. 有効期限前の健康保険被保険者証
2. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
3. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
4. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
5. 監理技術者にあつては監理技術者証(表裏両面)
6. その他これらに準ずる書類で常勤の確認ができるもの

※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

・お問い合わせ

群馬東部水道企業団 総務課 契約係

電話：0276-59-5766

FAX：0276-48-1109

メール：somu@gtsk.or.jp